

八王子市公衆街路灯(防犯灯)設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が行う公衆街路灯(以下「防犯灯」という。)の設置及び維持管理の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の交通安全及び犯罪防止のために設置された照明灯で、日没時から翌朝日の出時まで引き続き点灯されるものをいう。
- (2) 屋外照明 防犯灯、道路照明灯、商店街灯(商店街の存在、区域等を消費者に周知し、商店街を照明するために設置した街路灯)等終夜点灯尾する照明灯の総称をいう。
- (3) 電柱 東電柱(東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱)、NTT 柱(東日本電信電話株式会社が所有する電柱)等、既存の柱をいう。
- (4) 独立柱 鋼管ポール等、電柱がない場合に設置する柱をいう。
- (5) LED型 発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。
- (6) 町会等 町会・自治会その他これらに類する団体をいう。

(設置等の基準)

第3条 市が設置及び維持管理を行う防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、町会等の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、原則電柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、独立柱に設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明との距離が25メートル以上とする。ただし、道路が屈曲、湾曲している場合若しくは道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づく幅員3.5m以上の自転車歩行者道及び歩道において、植樹帯により道路照明灯で照射できない場合又は犯罪防止上特に必要と認められる場合はこの限りではない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。ただし、道路構造令に基づく自転車道若しくは自転車歩行者道又は歩道にあっては、地上から2.5メートル以上とする。
- (5) 道路、河川等の占用許可を受けることができるものとする。

(灯具の基準等)

第4条 市が設置及び維持管理を行う防犯灯の灯具は、別紙の灯具仕様書の基準を満たすものとする。

(灯具の移設等)

第5条 第3条の規定に適合せず、不要又は移設が必要と判断される防犯灯については、撤去又は移設することができる。

(新規設置)

第6条 防犯灯の新規設置は、原則として区域の町会等の代表者からの要望に基づき、市が予算の範囲内において行うものとする。

2 町会等が設置されていない区域の住民が要望するときは、周辺住民の同意を得なければならない。

(要望書の提出)

第7条 防犯灯の設置に関する要望をしようとする者(以下「要望者」という。)は、防犯灯設置要望書に次に掲げる書類を添えて市に提出することとする。

- (1) 防犯灯の設置要望場所を明示した地図
- (2) 防犯灯を設置しようとする電柱番号
- (3) その他市が必要と認める書類

(土地の承諾)

第8条 要望者は、独立柱により防犯灯を設置しようとする土地が私有地である場合は、土地使用承諾書によりあらかじめ当該所有者の承諾を得て要望するものとする。

2 前項における土地の使用料は無償のものに限り設置するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、防犯灯の設置及び維持管理に関する必要な事項は、別に定める。

(別紙)灯具仕様書(第4条関係)

1 一般事項

- (1) 使用する灯具は、国内メーカーのLED型の製品とする。また、メーカーは、ISO9001(品質)及びISO14001(環境)を取得しているもの。
- (2) メーカーの保証期間が10年間のもの。
- (3) メーカーの屋外照明灯具の製造及び販売実績が10年以上であること。
- (4) メーカーのLED灯具の製造及び販売実績が10年以上であること。
- (5) 公益社団法人日本防犯設備協会(以下「協会」という。)が定める「優良防犯機器(RBS S)」の認定品または同等以上の性能を有する機器とする。
- (6) 灯具は、電気用品安全法他、関連するJIS規格に適合しているもの。
- (7) 光害対策ガイドライン(環境省)に準拠するもの。

2 性能

- (1) 定格寿命(光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間)が60,000時間以上であること。
- (2) 光色は昼白色とし、色温度は4600K~5500K程度とする。
- (3) 上方光束比は、5.0%以下であること。
- (4) 防塵・防水性能について、保護等級はIP44以上であること。
- (5) 動作保証温度は、-20℃~35℃を満たすこと。
- (6) 雷サージ機能(コモンモード15kV)を有していること。
- (7) 入力電圧は、現場に応じ対応できること。
- (8) 消費電力は、10W未満、20W未満の2種類とする。
- (9) 入力容量は、10VA、20VA以下とする。
入力容量ごとの設置間隔性能については、協会技術標準(SES E 1901-4)に定める照度基準クラスB+で、10VA 器具は M(22m~26m)、MM(27m~29m)、20VA 器具はL(30m~36m)、LL(37m以上)を想定すること。

3 灯具構造等

- (1) 灯具本体は、アルミダイカスト製、またはそれと同等以上の性能を有するもので、屋外での使用を前提とし腐食に考慮した材質とする。
- (2) 透過性カバーはアクリル樹脂製とする。
- (3) 灯具には電子式自動点滅器が内蔵されていること。
- (4) 電柱及び防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。
- (5) 現場環境による住民要望に対応するため、遮光板(遮光ルーバー等)の取付けが可能であること。
- (6) 電波障害の発生を基準値以下に抑制することができるものであること。
基準値
(ア) 端子電圧 526.5kHz~5MHz:56dB 以下
5MHz~30MHz:60dB 以下
(イ) 雑音電力 30MHz~300MHz:55dB 以下
- (7) 灯具に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- (8) 灯具本体の色は、白色系又はダークブラウン(標準マンセル値10YR2.0/1.0程度と同等若しくは調和するもの)とする。